

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年5月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300374号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成6年11月21日、喪失年月日を平成6年12月21日に訂正し、平成6年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成6年11月21日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年11月21日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年11月21日から同年12月21日まで

私は、A社B支店にアルバイトとして入社した。その後、請求期間については、正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与の支給明細票及びA社の回答から判断すると、入社日の特定はできないものの、請求者は、請求期間において、同社に正社員として勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与の支給明細票により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年11月21日から同年12月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かは不明である旨回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年11月21日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。